

香港の人事サービス

人事及び給与管理は、複雑で、時間がかかる業務であり、細心の注意及び高い精度が要求されます。包括的で効率的な人事レポートは、パフォーマンス及び生産性の向上に不可欠です。啓源の人事サービスは、お客様の日常の事務作業の負担を軽減し、タイムリーで効果的なサポートを提供します。

啓源はプロの会計士事務所とし、給与支給代行、給与や業績の分析、社員の入職・退職記録、給与報告書の分析、強制性積立金（以下「MPF」という）の拠出及び法人・個人の税務申告などの給与・福利厚生に関する総合的なアウトソーシングサービスをお客様及びその従業員に提供しています。

啓源のチームは、お客様の事業規模に応じた適切な給与管理計画を策定し、プロで効率的で、高品質で周密のサービスを提供します。具体的に、弊所は次のサービスが提供可能です。

1. 人事と給与サービス

1.1 給与管理

- (1) 給与計算、給与の秘密保持、従業員の銀行口座への純給与の直接振込
- (2) 企業及び従業員の MPF 口座開設
- (3) MPF 拠出の決算書の作成、MPF の受託者への拠出
- (4) 企業を代理して給与を支給する口座の提供
- (5) 書面又は電子形式の給与明細書の発行
- (6) お客様のニーズに応じて様々な給与報告書の提供
- (7) 労働争議サポート
- (8) 労働紛争、雇用請求に関する会議への出席、専門的なアドバイス提供
- (9) 労資審裁所への関連書類の処理・提出
- (10) 調停会議及び労資審裁所の審理への出席、専門的アドバイスの提供
- (11) 雇用請求に対する補償対策の評価、紛争や請求の解決サポート

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1.2 人事管理

- (1) 社員の人事記録の管理
- (2) 社員の休暇記録の管理
- (3) 社員へのオンライン自動検索と管理の提供
- (4) 雇用条例に関する相談
- (5) 企業が従業員に提供する医療保健に関する福利厚生、経費償還の管理
- (6) 企業が従業員に提供するアパートの家賃に関する税金還付申請の管理
- (7) 就労ビザ申請
- (8) 優秀人材入境計画と高度人材通行証計画
- (9) 税法に従う社員の給与や年金に関する雇用主の税務申告書の提出
- (10) 税法に従う従業員の個人所得税申告書の作成・提出
- (11) 社員の給与待遇に対する節税対策の実行可能性の評価
- (12) 社員の給与待遇に対する節税対策の実施支援
- (13) お客様のニーズに合わせる税金収支均等計画の提供、給与所得税の仮計算

2. サービス項目と費用

項目	内容	費用(香港ドル)
1	月間給与計算: ・月給明細書の作成 ・MPF の月次拠出 ・月給の自動支給	1 人につき 300
2	MPF 口座開設サポート(1 回)	1,500
3	新入社員の MPF 加入と初回拠出	500
4	退職社員の MPF 脱退と最終回拠出	500
5	労働保険口座開設サポート(1 回)	1,000
6	新規雇用時の税務局への書類提出	800
7	社員退職時の税務局への書類提出	800
8	外国人従業員の退職についての税務局への書類提出	800
9	雇用主支払報酬申告書 Form BIR56A の提出(毎通)	650
10	雇用主支払報酬申告書 Form BIR56B の提出(毎通)	800
11	社員の年度個人所得税申告書の作成・提出	1 人につき 2,500~4,000
12	就労ビザの申請代行	1 人につき 8,000

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com